

事業規程

(平成24年11月2日互助会規程第36号)

最終変更 令和元年6月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人北海道公立学校教職員互助会（以下「本会」という。）の定款第4条第2項の規定に基づき、本会が行う事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済事業)

第2条 定款第4条第1項第1号に規定する共済事業は、次により行うものとする。

(1) 給付事業として、次の区分により現職会員又はその遺族に対して給付金等を支給する。

給付金等の名称	給付等をする場合	給付金等の額												
入院見舞金	現職会員又はその被扶養者（現職会員の扶養手当の支給の基礎となっている後期高齢者医療制度の加入者（以下「後期高齢者扶養親族」という。）を含む。）が、医療を受けるため又は出産のため、引き続き5日以上入院したとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入院日数</th> <th>定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 — 30日</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>31 — 60日</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>61日以上</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	入院日数	定額	5 — 30日	1万円	31 — 60日	3万円	61日以上	5万円				
入院日数	定額													
5 — 30日	1万円													
31 — 60日	3万円													
61日以上	5万円													
へき地医療交通費補助金	へき地学校に勤務する現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が、医療を受けるため、通院又は入院する場合において、居宅から医療機関までの交通費等を支出したとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離 km未満切り捨て</th> <th>定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31 — 50km</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>51 — 70km</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>71 — 100km</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>101 — 140km</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>141km以上</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	距離 km未満切り捨て	定額	31 — 50km	800円	51 — 70km	1,100円	71 — 100km	1,400円	101 — 140km	1,700円	141km以上	2,000円
距離 km未満切り捨て	定額													
31 — 50km	800円													
51 — 70km	1,100円													
71 — 100km	1,400円													
101 — 140km	1,700円													
141km以上	2,000円													
傷病給付金	現職会員（共済組合員である会員を除く。）が健康保険から傷病手当金が支給されたとき又は傷病手当金の支給が終わった場合において、当該傷病により引き続き長期療養のため休職しているとき。	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「共済組合法」という。）に定める傷病手当金の例により算定した額。ただし、健康保険から傷病手当金等を支給されたときは、その額を差し引いた額												
介護休業補助金	現職会員が介護休暇及び介護時間の承認を受け、給料の全部又は一部が支給されないとき。	減額された給料の100分の60に相当する額。ただし、公立学校共済組合から介護休業手当金を支給されたときは、その額を差し引いた額												
障害見舞金	1 現職会員が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けたとき。 2 障害の程度が増進したとき。	1 障害の程度に応じた次の額 1級 70万円 2級 60万円 3級 50万円 4級 40万円 5級 30万円 6級 20万円 2 増進後の障害の額から以前の障害の額を差し引いた額												
結婚祝金	現職会員が結婚したとき。	6万円												
出産給付金	現職会員又はその被扶養者である配偶者が出産したとき。	生まれた子1人につき6万円												
次世代育成補助金	現職会員が、子（乳児）の育児を行ったとき。	子（乳児）1人につき月額1万円												
入学祝金	現職会員の被扶養者が、小学校又は中学校に入学したとき。	1 小学校入学は1人につき2万円 2 中学校入学は1人につき1万円												
弔慰金	現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が死亡したとき。	1 現職会員が死亡したとき 100万円 2 配偶者が死亡したとき 20万円 3 配偶者以外の被扶養者が死亡したとき 10万円												

給付金等の名称	給付等をする場合	給付金等の額
遺児等給付金	現職会員が死亡した場合において、次に掲げる被扶養者である遺族がいるとき。 1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 2 身体障害で身体障害者手帳の3級以上の者 3 知的障害で療育手帳を受けている者 4 精神障害で精神障害者保健福祉手帳の2級以上の者	1人につき80万円
災害見舞金	現職会員が、共済組合法別表に掲げる災害又は理事長が災害見舞金の支給を適当と認める大規模災害により、その住居又は家財に損害を受けたとき。	1 共済組合法別表に掲げる災害の場合は、その損害の程度に応じて、別に定める額 2 理事長が災害見舞金の支給を適当と認める大規模災害の場合は、その損害の程度に応じて、その都度、理事長が定める額。ただし、1の給付を受けたときを除く。
永年勤続祝金	現職会員が、次のいずれかに該当したとき。ただし、在会年数5年未満の者は除く。 1 50歳になったとき。 2 1に該当しない者が、50歳以上で退会したとき。	3万円
セカンドライフ支援金	現職会員が、40歳以上で退職又は異動により退会したとき。ただし、在会年数5年未満の者は除く。	8万円
介護給付金	現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護状態3以上の認定を受けたとき。	要介護状態に応じ1日につき次の額 要介護3 300円 要介護4 400円 要介護5 500円
リフレッシュ支援金	現職会員が次のいずれかに該当したとき。 1 35歳になったとき。 2 45歳になったとき。 3 55歳になったとき。	1万5千円
積立還付金	現職会員が、退会したとき。	当該現職会員が、本会に納入した会費の総額に、100分の30を乗じて得た額に相当する積立額

(2) 医療費給付事業として、次により特別会員又は認定配偶者（本会の事業の対象者として認定を受けた配偶者をいう。以下同じ。）に対して給付金を支給する。ただし、令和2年4月1日以降に加入した特別会員又は認定配偶者のうち、加入時に医療費給付事業を選択していない者を除く。

給付金の名称	給付をする場合	給付金の額
医療費給付金	特別会員又は認定配偶者が、医療保険各法に規定する療養を受け、その費用を支払ったとき。	それぞれ1か月の負担額（外来と入院を合計した上限額は25,000円。ただし、受診年度の4月1日における療養者の年齢が70歳以上の外来の上限額は15,000円。）から10,000円を控除した額に10分の6を乗じて得た額。ただし、同一年度受診分の給付総額は、4月1日における療養者の年齢が、69歳以下は8万円、70歳から74歳は6万円、75歳以上は4万円を限度とする。

(貸付事業)

第3条 定款第4条第1項第1号に規定する貸付事業は、現職会員が臨時の支出に充てるために資金を必要とするときに、次の区分により行うものとする。

種 別	貸 付 要 件	貸 付 金 額
生 活 資 金	現職会員が臨時に資金を必要とするとき。	10万円以上200万円以内
教 育 資 金	現職会員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が私立中学校、高等学校、大学、各種学校等の教育機関に入学又は修学するための資金を必要とするとき。	10万円以上300万円以内
住 宅 資 金	現職会員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修のために資金を必要とするとき。	50万円以上600万円以内
自 動 車 資 金	現職会員が自家用自動車を購入するための資金を必要とするとき。	10万円以上300万円以内

(福利厚生事業)

第4条 定款第4条第1項第1号に規定するその他福利厚生事業は、次により行うものとする。

(1) 福祉事業として、次の区分により現職会員に対する事業を行う。

事 業 名	事 業 内 容
指 定 宿 泊 施 設 利 用 補 助	現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が、本会の指定宿泊施設を利用したとき、1人1泊につき2,000円を補助する。
北 海 道 教 職 員 体 育 大 会	北海道教職員体育大会を関係行政機関・団体と共催して実施する。
地 区 別 レ ク リ エ ー シ ョ ン	現職会員を対象として、地区別レクリエーション事業を関係行政機関・団体と共催して実施する。
健 康 推 進	現職会員及びその被扶養者を対象に、レクリエーションを実施する。
健 康 管 理	1 現職会員が人間ドックを受診したとき、その検査料の一部として3,000円を補助する。 2 現職会員を対象として、脳ドックの検査料の一部を負担又は補助する。

(2) 生きがい事業として、次の区分により特別会員及び認定配偶者に対する事業を行う。

事 業 名	事 業 内 容
特 別 会 員 支 部 活 動 補 助	特別会員支部に対して補助金を交付する。
健 康 推 進	特別会員及び認定配偶者を対象に、レクリエーションを実施する。
指 定 宿 泊 施 設 利 用 補 助	特別会員又は認定配偶者が、本会の指定宿泊施設を利用したとき、1人1泊につき2,000円を補助する。ただし、道外に居住する者が利用する宿泊施設については、別に定める。
長 寿 祝 金	令和2年3月31日以前に加入した特別会員又は認定配偶者が、77歳及び88歳に達したとき5千円を給付する。
弔 慰 金	特別会員又は認定配偶者が、死亡したとき5千円を給付する。

(3) 団体保険等事業として、保険会社との契約に基づき、会員に対する団体保険及び団体扱保険の取扱いを行う。

- (4) 相談事業として、会員及びその家族を対象に、特別会員相談、健康相談等を行う。
- (5) 奨学金給与事業として、現職会員の遺児に対して奨学金を給与する。

(教育・文化振興事業)

第5条 定款第4条第1項第2号に規定する北海道の教育及び文化の振興・発展に寄与する事業は、次の区分により行うものとする。

事業名	事業内容
教育講演会	教育講演会を関係団体と共催して実施する。
札幌交響楽団公演	札幌交響楽団公演を関係行政機関・団体と共催して実施する。
特別支援学校 スクールコンサート	特別支援学校スクールコンサートを関係学校・団体と共催して実施する。
北海道教職員美術展	北海道教職員美術展を関係団体と共催して実施する。
市町村等公演補助	市町村等が、芸術文化公演など教育・文化の振興に寄与する事業を主催するとき、その経費の一部を補助する。

(その他必要な事業)

第6条 定款第4条第1項第3号に規定するその他この法人の目的を達するために必要な事業として、普及調査研究等の事業を行うものとする。

附 則 (抄)

- 1 この規程は、一般財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則 (平成30年12月25日)

この規程の一部変更は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月25日)

この規程の一部変更は、令和元年6月25日から施行する。